

平成21年度 山形県商工業振興資金のご案内

商工業振興資金について

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資します。

本県商工業の振興と地域経済の活性化を目的としています。

融資原資に**県の資金を活用**することにより、**低利融資**を実現しています。(注)

(注) 産業立地促進資金は市町村の資金も活用します。

本制度をご利用いただける方

ご利用いただけるのは、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者です。

中小企業者とは

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※ 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。 ※ 個人事業主も対象となります。

どんな資金が利用できるの

限度額及び期間は上限を定めるものであり、ご希望どおりにならない場合があります。
市場金利の動向等により、金利は変更になる場合があります。

資 金 名	貸付対象者[融資を受けられる方] 県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者で以下の要件に該当する方
地域活力強化資金	① 新分野進出を行う方 ② チャレンジ山形ファンドの出資を受けた方、中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」の承認又は「新連携」の認定、中小企業地域資源活用促進法に基づく「地域資源活用事業」の認定、やまがた産業夢未来基金からの助成、農工商等連携促進法に基づく「農工商等連携事業」の認定を受けて事業を行う方 ③ 試験研究や新商品の開発を行う方 ④ 事業の継続が困難な事業者から、事業用資産を取得し当該事業を継承しようとする方 ⑤ 【雇用対策】上記のいずれかに加えて、新たに2名以上の方を常用雇用される方
産業活性化支援資金	① 新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 ② 技術力・生産性の向上を図る、集客力を高めるための店舗の整備を行う方 ③ 山形セレクトの生産・販売、有機EL製品の生産設備を導入、男女いきいき子育て応援宣言企業の登録を受けた取組を実施する方、加齢や障がいに伴う困難等を補うための設備を導入する方、福祉のまちづくり条例に定める整備基準を満たすように事業用建築物を改修する方、建築士の耐震診断を受けて耐震改修を行う方 ④ 自動車部品又は航空機部品の生産設備を導入する方 ⑤⑥【雇用対策】上記のいずれかに加えて、新たに2名以上の方を常用雇用される方
開業支援資金	① 県内で新たに中小企業者として開業する方 ② 廃業経験のある方が、廃業後5年以内に再起業に取り組む方
観光振興資金	① 観光施設の整備を行う方 ② 旅館・ホテルの改修を行う方 ③ 【雇用対策】①又は②の要件に加えて、新たに2名以上の方を常用雇用される方
産業立地促進資金 (県外企業・大企業でも利用可能)	本県産業の高度化に資することが期待できる方であって、以下のいずれかにあてはまる方 ① 県内の工業団地等に立地しようとする方 ② 県内に大規模な立地を行おうとする方、又は県外企業（製造業に限る）で県内で新たに立地しようとする方 ③ 県内工業団地等に立地している方若しくは大規模に立地した方であって増設・増築を行う方
環境保全促進資金	① 産業廃棄物処理施設を整備する方 ② 環境保全や省資源対策に取り組まれる方 ③ 【雇用対策】①又は②の要件に加えて、新たに2名以上の方を常用雇用される方
小規模企業資金	従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）の小規模企業者 ① 県特 … 原則として無担保 ② 特別小口 … 無担保・無保証人 ③ 小口零細 … 保証付き融資残高が1,250万円以下の方（原則として無担保）
経営安定資金 (⑤、⑥はH21.3.2創設の緊急対策です。)	① 最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ② 取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③ 不況業種を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 【緊急対策】（H21.3.2に新設 H22.3.31までの取扱予定） ⑤ (1)「不況業種」に該当し、市町村から中小企業者信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた方 (2)「不況業種」に該当しないが、中小企業者信用保険法第2条第4項第5号に定める「取引の数量の減少等」※に該当する方 ⑥ 最近3か月の売上高等・売上総利益率・営業利益率のいずれかの平均が前年同期に比べ10%以上減少しており、経営に支障をきたしている方
中小企業再生支援資金	① 中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ② 金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③ 法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④ 私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方